

品川区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱

制定 平成 26 年 3 月 13 日 区長決定 要綱第 26 号
改正 平成 27 年 3 月 11 日 部長決定 要綱第 269 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内中小企業者（個人事業者を含む。）に対して、低公害車を購入する経費の一部（利子補給金と信用保証料補助金、以下「利子補給金等」という。）を助成することにより、低公害車の買換えを支援し、もって自動車による大気汚染の改善と二酸化炭素排出の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 都要綱

東京都環境保全資金融資あっせん要綱をいう（以下「都要綱」という。）

(2) 中小企業者

都要綱に規定する中小企業者をいう。

(3) 車両の購入

道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 7 条に基づく新規登録の申請を伴う自動車の購入をいう。

(対象者)

第 3 条 利子補給金等の交付を受けることのできる者は、区内に住所（会社の場合は、主たる事業所）を有し、かつ、事業を営んでいる中小企業者（個人事業者を含む。）のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

都要綱に規定する融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている者

(対象車)

第 4 条 利子補給金等の交付の対象となる車両は、次に掲げる車両とする。

都要綱に規定する融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている車両

(利子補給の内容等)

第 5 条 利子補給金は、利子と都の利子補給金との差額とする。

2 前項の利子補給金の総額は、予算に定める額を限度とする。

(信用保証料補助の内容等)

第 6 条 信用保証料補助金は、信用保証料と都の信用保証料補助金との差額とする。

2 前項の信用保証料補助金の総額は、予算に定める額を限度とする。

(利子補給金等交付の申請)

第 7 条 利子補給金等の交付を受けようとする者は、利子補給金等交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

(交付申請額の変更の申請)

第8条 前条の規定により利子補給金等の交付申請をした者（以下「申請者」という。）は、交付申請額の変更をしようとするときは、利子補給金等交付変更申請書（第2号様式）を区長に提出し、承認を受けるものとする。

(交付申請額の変更の承認および通知)

第9条 区長は前条の申請があったときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金等交付申請額の変更を承認するものとする。

2 区長は、前項の承認をしたときは、利子補給金等交付変更承認書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利子補給金等の交付決定および通知)

第10条 区長は、第7条の規定による利子補給金等の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、都の利子補給金等の確定内容を確認した後、利子補給金等の交付を決定するものとする。ただし、前条の規定により利子補給金等交付申請額の変更が承認されたものについては、変更後の内容で審査および交付決定の手続きをおこなうものとする。

2 区長は、利子補給金等の交付を決定したときは、速やかに利子補給金等交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金等の請求・交付)

第11条 前条第2項の規定により、利子補給金等の交付決定通知を受けた者は、利子補給金等の交付を受けるために、利子補給金等交付請求書（第5号様式）により区長に請求をするものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに利子補給金等を交付するものとする。

(氏名等の変更)

第12条 申請者は、氏名、住所等の変更があったときは、氏名等変更届出書（第6号様式）にて、区長に届け出るものとする。

(承継)

第13条 申請者の地位は承継できるものとし、承継した者は、承継届出書（第7号様式）にて、区長に届け出るものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金等の交付に必要な事項については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

品川区長 へ

申請者 名 称
 所 在 地
 代表者氏名
 電 話

印

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付申請書

品川区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱に基づき利子補給金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 融資額および購入額合計

融資額	円	購入額合計	円
-----	---	-------	---

2. 購入車両内訳

NO.	自動車登録番号	車 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

3. 交付申請額

利子補給金	利子と東京都利子補給金との差額相当額
信用保証料補助金	信用保証料と東京都信用保証料補助金との差額相当額

添付書類	(1) 東京都環境保全資金融資あっせん決定通知書の写し	1部
	(2) 東京都環境保全資金利子補給金等交付決定書の写し	1部
	(3) 購入した車の自動車検査証の写し	1部

年 月 日

品川区長 へ

申請者 名称
所在地
代表者氏名
電話

印

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更申請書

年 月 日付 第 号で申請した品川区低公害車買換え支援事業利子補給金等の交付申請額の変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

第 号
年 月 日

様

品川区長



低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更承認書

年 月 日付で申請のあった品川区低公害車買換え支援事業利子補給金等の交付申請額の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 承認する事項

2. その他

第 号
年 月 日

様

品川区長



低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区低公害車買換え支援事業利子補給金等について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 申請者名称
2. 所在地
3. 代表者氏名
4. 利子補給金等交付決定額

年 度	利子補給金		
	利子 (円) (参考)	東京都利子補給金交付決定額 (円) (参考)	品川区利子補給金交付決定額(円) (利子と東京都利子補給金 との差額)
合 計			

年 度	信用保証料補助金		
	信用保証料 (円) (参考)	東京都信用保証料補助金交付 決定額(円) (参考)	品川区信用保証料補助金交付決定額 (円) (信用保証料と東京都信用保証料補助 金との差額)
合 計			

年 月 日

品川区長 へ

請求者 名 称
 所 在 地
 代表者氏名
 電 話

印

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付請求書

下記のとおり、品川区低公害車買換え支援事業利子補給金等の交付を請求します。

記

1. 請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注)金額はアラビア数字を使用し、金額の頭に¥の表示をする。

2. 内 訳

年 度	利子補給金		
	利子 (円) (参考)	東京都利子補給金交付確定額 (円) (参考)	品川区利子補給金交付決定額(円) (利子と東京都利子補給金 との差額)
合 計			

年 度	信用保証料補助金		
	信用保証料 (円) (参考)	東京都信用保証料補助金交付 確定額(円) (参考)	品川区信用保証料補助金交付決定額 (円) (信用保証料と東京都信用保証料補助 金との差額)
合 計			

年 月 日

品川区長 へ

届出者 名称
所在地
代表者氏名
電話

印

氏名等変更届出書

品川区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱に基づき、年 月 日付第 号で利子補給金等の交付申請をした件について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1. 変更の内容（該当するものを○で囲んでください。）

氏名 ・ 住所

(1) 変更前の内容

(2) 変更後の内容

2. 変更年月日

年 月 日

3. 変更の理由

年 月 日

品川区長 あて

届出者 名 称
所 在 地
代表者氏名
電 話

印

承 継 届 出 書

品川区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱に基づき、 年
月 日付第 号で利子補給金等の交付申請をした件について、下記のとおり
申請者の地位を承継したので届け出ます。

記

1. 承継の内容

(1) 被承継人の氏名・住所

氏名：

住所：

(2) 承継人の氏名・住所

氏名：

住所：

2. 承継年月日

年 月 日

3. 承継の原因